

昭和44年3月1日現在(推計人口)

		本月	前月比
人口	男	28,495	119増
	女	27,340	113増
	計	55,835	232増
	世帯数	18,962	76増

粕江町広報

第109号 発行 昭和44年4月1日 粕江町役場 (480) 1181 (代)

粕江町役場(夜間専用)
電話(480) 1188
粕江町水道課事務所
電話(480) 0201
粕江消防署
電話(480) 0119

町に移管された公害事務

きょうから行なわれる

すでに、新聞紙上などでご存じかと思いますが騒音規制法の施行に伴って、公害行政事務の一部が、きょうから町で行なうことになりました。取り扱い事務の担当は、総務課庶務係です。

騒音の出る工場事業場の施設

すべて届出が必要に

町に移管される公害行政事務のおもな業務内容は、つぎのとおりです。

一 騒音規制法に関するもの
イ 別表一による騒音の発生する特定施設を新設、増設、変更、承継、氏名変更、すべての廃止は、三十日以内に届出が必要

となります(現在、工場や事業場に特定施設を設置しているものも届出が必要で、)

二 別表二による騒音の発生する特定建設作業を行なう場合は、工事を行なう七日前までに届出が必要です。

ハ 特定施設や特定建設作業から発生する騒音の苦情、陳情、改善命令、勧告、指導なども行なうこととなります。

四 大気汚染防止法、ばい煙防止条例および水質保全法、工場排水規制法に関するもの

二 それぞれの届出を行なったり、虚偽の届出、または命令違反をした場合は、罰金刑が科されま

せおよび指導、苦情、の処理、行政命令など、条例のすべてについて行なうこととなります。

三 騒音防止条例に関するもの

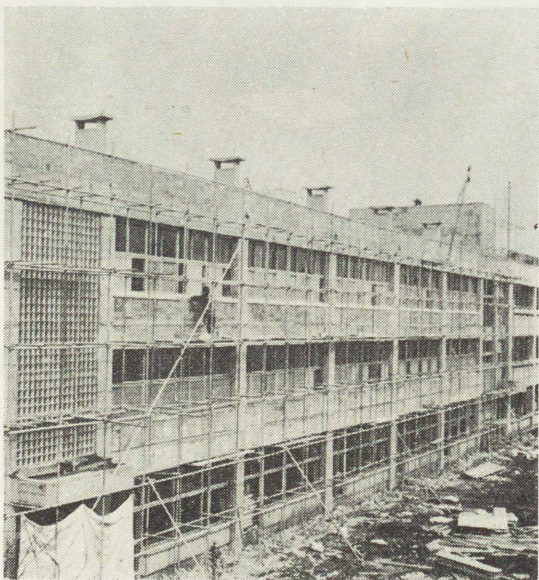
工場や事業場などから発生する騒音については、工場公害防止条例で指導しますが、それ以外の楽器や犬の声、拡声放送などの一般騒音については、この条例で指導します。

格出力の合計が二十・五キロワット以上のもの
五 製管機械
六 ロール式のもの、原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のもの
七 液圧プレス(矯正プレスを除く)
八 ホットプレス(呼び加圧能力が三十重量トン以上のものを除く)
九 せん断機(原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限り)
十 鍛造機
十一 ワイヤードフォーミングマシン
十二 プラスト(タンブラー以外のものを除く)、密閉式タンブラー
十三 空気圧縮機および送風機
十四 原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限り
十五 土石用または鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるいおよび分級機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限り)
十六 織機(原動機を用いるものに限り)
十七 建設用資材製造機械
十八 コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く)

ラントを除き、混合容量が〇・四立方メートル以上のものに限り
九 アスファルトプラント
十 製練機の混合容量が二五キロワット以上のものに限り
十一 穀物用製粉機(ロー式のもの、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものを除く)
十二 木材加工機械
十三 ロッドバー(原動機の出力が二・五キロワット以上のものに限り)
十四 帯のこ盤および丸のこ盤(製材用のものは原動機の定格出力が十五キロワット以上のものを除く)、木工用のものは、原動機の定格出力が二・五キロワット以上のものに限り
十五 ホットプレス(原動機の定格出力が二・五キロワット以上のものに限り)
十六 印刷機械(原動機を用いるものに限り)
十七 合成樹脂射出成形機
十八 鋳造型機(ジヨルト式のものに限り)

一 くい打機(もんけんを除く)(くい打機またはくい打機を除く)(圧入式くい打機を除く)を使用する作業(くい打機をアースローラーと併用する作業を除く)
二 くい打機を使用する作業
三 くい打機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業は、一日におけるその作業にかかる二地点間の最大距離が五十メートルをこえない作業に限る)
四 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるもので、その原動機の定格出力が十五キロワット以上のものに限り)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)
五 コンクリートプラント(混合容量が〇・四立方メートル以上のものに限り)またはアスファルトプラント(混合容量が二五キロワット以上のものに限り)を設けて行なう作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く)

急ピッチで進む二小の改築工事



みんなでこどもを 交通事故から守ろう

いよいよ今月から新入学児童の通学が始まります。新入学児童のいるご家庭では、なにかと心を配っていると思

第二小学校の木造校舎は、老朽がひどくなり、PTAをはじめ、多くの皆さんから改築するよう強く要望されてきました。

二 低学年の場合は、忘れ物をしとりに帰るとき事故がふえていますので、こどもが学校に行くときは、忘れ物がなにかどうか気をつけてやってください。

三 土曜日の午後は、あしたの日曜日ということで気のゆるみから交通事故がふえていますので、じゅうぶん注意してください。

中小学校の入学式

昭和四十四年度の町立小・中学校の入学式はつぎのとおり行なわれます。

小学校	四月七日(月)
中学校	四月八日(火)

午前九時から

町の組織が一部変わる

国保、年金が住民課扱いに

▽……町では系統的組織を確立するために、組織機構の一部改正を町議会第一回定例会に提案し、議決されました。これは人口の急激な増加に伴い、現在の行政組織と事務配分では行政事務を適正、確実、かつ能率的に遂行することが困難になってきたために行なわれたものです。したがって、税務課は課税課と収納課になり、国民健康保険、国民年金事務は住民課の取り扱いとなります。……△

組織機構の改正は、これまでの行政事務をさらに明確化し、住民サービスの向上を図るために、きょうからつぎのようになりまます。

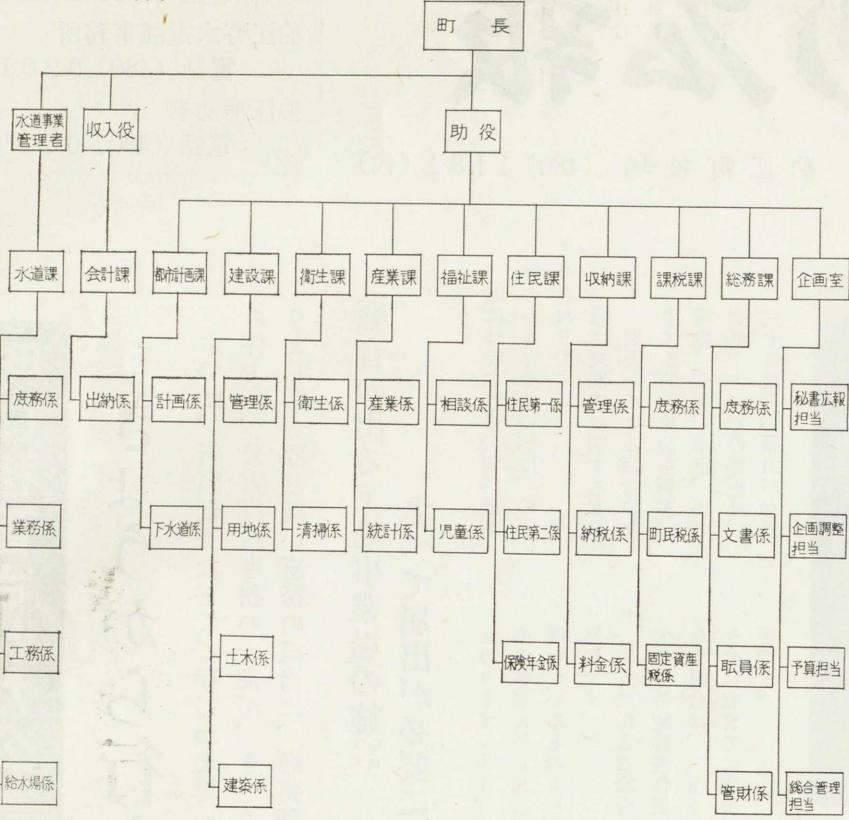
住民の皆さんにとって特に密接な関係にある国民健康保険と国民年金の事務がこれまでの福祉課から分かれ、住民課の取り扱いになります。

したがって、これまでの福祉課は、本来の保護と援護関係の事務をより円滑に処理するために相談係と児童係になります。ただし滞納分の国民年金の徴収事務は収納課の取り扱いになります。

また、現在の税務課は、課税課と収納課になります。課税課は、住民税と固定資産税の課税事務を取り扱い、収納課は、納税の消しこみと、住民税、固定資産税、都市計画税、国民年金、ごみ処理手数料などの徴収事務を専門的に取り扱います。

そのほかに企画、総務の事務配分も変わりました。新しい組織はつぎのとおりです。

改正組織図



消防および行政委員会関係は現行どおり



6人の地主に

感謝状を贈る

町では、二月二十八日役場第一会議室で、児童遊園地の土地を無償で開放していただきましたが、たががたに対して感謝状を贈りました。そのかたがたの名まえは、つぎのとおりです。

- 氏名 住所 遊園地名
- 川合正男 寛東三五六 下寛東児童遊園地
 - 須田啓三 岩戸五一七 相の原児童遊園地
 - 富永文男 小足立七八二 小足立第一児童遊園地
 - 松本善六 和泉一〇三七 原児童遊園地
 - 谷田部勇 和泉二〇二四 銀行町遊園地
 - 松坂鈴男 和泉一五八〇 和泉児童遊園地

町長から感謝状を受ける地主さん

国民年金の掛金

43年度分は4月30日まで

昭和四十三年度分(昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで)の国民年金の掛金を納められるのは、今月末までです。納めるのを忘れていましたら、国民年金手帳をお持ちになり、いますぐ住民課の窓口で納めてください。

戦没者に叙位叙勲

13人の遺族に贈られる

太平洋戦争で戦死された十三人の故人に対して内閣総理大臣から叙位叙勲が贈られました。

- この伝達式は三月十日役場第一会議室で行なわれ、町長から叙位、叙勲が遺族の手に渡されました。
- そのかたがたの名まえは、つぎのとおりです。
- 位階勲等 戦没者氏名 遺族名
- 旭八 田中 茂郎 ろく
 - 従六旭五 福本 寿吉 淑子
 - 旭六 松山 正男 やす
 - 旭七 馬場 真一 成子
 - 〃 奥沢喜一郎
 - 旭八 渡辺 亘 羽馬富雄
 - 従七旭五 富樫 正 美都
 - 旭八 岩丸亀之助 文吉
 - 〃 中村 忠夫 ミツ
 - 〃 五十嵐信吉 妙
 - 〃 内藤 敬作 アイ
 - 〃 高木 メー 善本公
 - 旭七 難波 孝一 祐司

窓口申請手続きご案内

(その七)

前号までは、諸証明、戸籍年金、国民健康保険、住民基本台帳、印鑑証明などの申請手続きについてご案内しましたが、窓口ではつぎのことも取扱っていますから皆さんの日常生活などにご利用ください。

- 狛江町地図(番地がはいっている)
- 大 縮尺六千分の一(縦七十二センチ、横五十五センチ) 一枚四十円
 - 中 縮尺九千分の一(縦五十八センチ、横三十三センチ) 一枚二十円
 - 小 縮尺一万二千分の一(縦三十七センチ、横二十五センチ) 一枚十円
- 狛江町都市計画図(用途地域、あき地域、準防火地域、小売店舗地域、街路、河川などはいっている)
- 縮尺一万分の一(縦四十三センチ、横六十四センチ) 一枚百五十円
- 街灯用電球
- 四十ワット、一個三十五円
- 狛江町集会所の使用

名 称	午前九時～午前十二時	午後一時～午後五時	午後五時～午後九時
会議室	二五〇円	三〇〇円	三五〇円
和 室	二五〇	三〇〇	三五〇
ホ ール	三〇〇	三五〇	四〇〇
実習室	二五〇	三〇〇	三五〇

申し込み方法は、住民課の窓口へ備え付けてある使用申請書に参加人員、使用目的責任者住所氏名、連絡先などを記入捺印して申し込んでください。なお、場合によっては施設が申し込みでいっぱいになりますからあらかじめご連絡ください。

○町営グラウンドの使用

所在地 第一中学校横

単位 四時間以内百五十円

申し込み方法 狛江町集会所に同じ

○窓口の待合室には、市外用を含めて二台の公衆電話が設置してありますからどうぞご利用ください。

なお、月曜と土曜日の窓口は混雑してお待たせすることがありますからできるだけこの日をさけておいでになるようおすすめします。

商工業・農業の事業育成に

小口事業資金貸付制度を

町内で商工業または農業を営むかたの事業を育成するために、町が仲立ちをして融資する小口事業資金貸付制度があります。

これは事業を営むための運転資金や、小規模な施設資金としてお貸しするものです。必要とするときは、気軽にご利用ください。

この制度のあらましはつぎのとおりです。

- 一、資金の使いみち
事業経営のため必要な運転資金および簡易改善資金
- 二、貸付額の範囲
一事業所を一口とし、一口の額は五十万円までです。
- 三、利息
日歩二銭(年利約七分三厘)
- 四、償還方法
三か月すえ置き、十五か月割償還が原則ですが、この期間内ですと、金融機関の決めた別の方法でも差しつかえありません。
- 五、借入人の資格
つぎの条件を備えています
と、個人、法人の別なくこの制度を利用することが出来ます。

- (一)町内に引き続き二年以上住んでいて、町内で一年以上その事業を継続していること
- (二)町議会議員の選挙権があること
- (三)年額二十万円以上の町税の納税義務者であり、前年度までの町税を完納していること
- (四)事業の内容が堅実であり適切な事業計画を持ち返済見込みのあるかた
- (五)町内に事業所をもち、事業内容が小規模であること
- (六)つぎの業種以外であること
遊興娯楽業、遊興的飲食業、仲介業、質屋業、金融業
- (七)確定な保証人ひとり以上を有すること

六、保証人の資格

- (一)町内に引き続き二年以上住んでいること
- (二)一定の職業があり、独立の生計を営んでいる世帯主であること
- (三)町議会議員の選挙権があること
- (四)年額三十万円以上の町税の納税義務者であり、前年度までの町税を完納していること
- (五)この貸し付けでほかに保証していないこと
- (六)七、取扱金融機関



桜の苗木を植える町長と寄贈者の木下さん

町を美しくと

木下氏桜の苗木を寄贈

緑化推進運動がさけられていくとき、世界をいろいろ日本を桜を植えて、全世界を桜でおお運動がずっと前から進められています。これは財団法人世界友の会会長(木下乙市氏、和泉二、〇五六)で、戦前から町内に住んでおられます。桜をもって海外親善を続けている木下乙市氏のあつ

の苗木を植える町長と寄贈者の木下さん

に育ててつばな花が咲くようにしましょう。

狛江町農業協同組合
東京都民銀行狛江支店
八、借入れの要領
(一)借入れを希望されるかたは所定の申込書にご記入のうえ、住民課の窓口または商工会、都民銀行狛江支店に提出してください。用紙は産業課、取扱金融機関商工会にあります。

(二)町では申込書を取り、その都度審査会を開き審査決定のうえ、ご通知します。
(三)決定通知を受けたかたは十日以内に指定の金融機関で借入れの手続きを行ない融資を受けてください。
九、連絡機関
この制度についてお問い合わせ

都の資金を融資

商工業の皆さんへ

東京都では、中小企業の皆さんのために、都の資金を「中小企業設備資金」として

直接融資しています。
この申込み受付期間は、四月七日(月)から四月三十日

資金の名称	貸付対象者	貸付限度額	利率	償還方法	申込先
機械類購入資金	中小工業者	五百万円	年四分	半年すえ置き 五年間半年賦 均等償還	北多摩南部事務所 産業福祉課 場所 府中市宮西町一 の二六の一 電話 (〇四二二)六 二二二八
工場施設改善資金	中小工業者	三百万円	年四分	"	"
店舗改造資金	中小商業者	三百万円	年四分	"	"
福利施設設置資金	中小商業者 組合	千五百万円	年四分	半年すえ置き 十年間半年賦 均等償還	電話 (〇四二二)六 二二二八
共同施設設置資金	組合	二千万円	年四分	半年すえ置き 五年間半年賦 均等償還	申込用紙の交付記 入指導は狛江町商 工会で行ないます から、利用してく ださい。(四八九)〇 一七八です。
中小企業設備近代 化資金	中小工業者 の冷凍施設 関係	所要額の1/2 以内で三百 万円まで	無利子	一年すえ置き 後四年以内償 還	

44年度都営住宅あき家

登録者募集

東京都では、都営住宅のあき家登録者をつぎのとおり募集します。

- 一、申込用紙交付については、米穀通帳をお持ちになって住民課の窓口においでください
- 二、申込用紙交付期間、四月七日(月)～四月十二日(土)
- 三、申込用紙郵送受付期間、四月七日(月)から四月十二日(土)までの消印があり、四月十五日(火)までに東京中央郵便局に着いた

母子保健教室開く

初めておかあさんになるかたのために母親学級の形式で講義と映画の会を行ないます。

日時 四月二十五日(金)午後一時
場所 狛江町集会所

持参するもの 母子健康手帳、筆記用具
なお、詳しいことは、住民課保険年金係へお問い合わせください。

交通災害共済 受付始まる

万一の交通事故に備え 家族ぐるみで加入しましょう

掛金 おとな	250 円
中学生以下	200 円
給付は	最低 2,000 円～ 最高 500,000 円

税金を納期前に納めると

報奨金がもらえる

各期ごとに算出した報奨金の合計金額に一元未満の額は、報奨金の金額が三十三円未満の場合は全額を切捨て、三十三円以上の場合は、三十三円を切捨てます。

ことし納税の時期がやってきましたが、固定資産税・都市計画税、町・都民税、普通徴収分について納期のきた税金とその納期後の税金を合わせて出張徴収の会場か金融機関（郵便局から振替で納めた場合はあとでお支払いします）で納めた場合、その場で報奨金をお支払いします。

一、計算方法

期別納税額 × 納期前納付日数 ÷ 満期日数

納期前納付月数とは、収納した日の翌日から納期開始日の前日までの月数をいい、一か月未満の月数があるときに十四日以下は切捨て、十五日以上は一か月とします。納期前納付の月数は別表早見表のとおりです。

期別納税額は合計額ではなくあくまでも各期の税額をさします。

二、は数処理

期別 納税した日	1 期	2 期	3 期	4 期	計
	4/1～4/30	7/1～7/31	12/1～12/25	2/1～2/末	
A 4月15日以前	B 0月	C 3か月	D 8か月	E 10か月	F 2 1か月
4/16～5/16	0	2	7	9	1 8
5/17～6/15	0	1	6	8	1 5
6/16～7/16	0	0	5	7	1 2
7/17～8/16	0	0	4	6	1 0
8/17～9/15	0	0	3	5	8
9/16～10/16	0	0	2	4	6
10/17～11/15	0	0	1	3	4
11/16～12/16	0	0	0	2	2
12/17～1/16	0	0	0	1	1

収納代理金融機関のご利用を

町民税を納めるときはお近くの収納代理金融機関をご利用ください。各金融機関では納期限の翌月の末日まで取り扱います。ただし、納期の最終日が日曜日で翌月にまたがついた月の月末までです。

狛江町指定金融機関 富士銀行（役場内派出所を含む）
狛江町収納代理金融機関
三菱銀行、三井銀行、住友銀行、日本勧業銀行、協和銀行、東京都市銀行、大和銀行、三和銀行、東海銀行

※納期限の翌月末日をすぎた税金については前記金融機関のうち、狛江町役場内富士銀行派出所だけでしか納められません。
金融機関で納める場合は必ず納税通知書を持ってください。

三、納期前納付月数早見表
（固定資産税・都市計画税の場合）

したがってこの表はA欄に掲げる期間内の日に、納期前納税があった場合の納期前納付の月数を示したもので、たとえば、四月十五日に一期分から四期分までの税金を同時に収納した場合二期分についてはC欄により三か月、三期分についてはD欄により八か月、四期分についてはE欄により十か月、その合計はF欄により二十一か月となります。

この場合、一期分と二期分のみを収納したものとすればその納期前納付月数は二期分については三か月となり、三期分までは三か月となります。また、一期分から三期分までを収納した場合の納期前納付月数は二期分については三か月、三期分については八か月、四期分については十三か月となります。

土地の固定資産税

都市計画税変わる

ことし、土地（農地以外の土地）の税金が変わりました。

これは、昭和三十九年度以降において前年度の価格を少しづつ調整しながら課税台帳に登録されている調整前の価格に到達させる方法がとられたことによるものです。

本来、土地についても家屋などと同様に課税台帳に登録されている調整前の価格で課税されるべき性質のもので、以前の価格に比べて昭和三十九年度以降の登録価格が相当上昇したために、当時こ

新築後、4年目になる家屋 減額適用切れで一般課税に

新築家屋のうち、住い用の建物で一定の条件に該当する住宅は、新築後三年間（中高層の耐火住宅で地上三階以上の場合は五年間ないし十年間）に限り固定資産税が一般の家屋に比べて二分の一に減額されています。

簡易保険 で歌舞伎座観劇会へ

郵便局の簡易保険では、加入者サービスのために歌舞伎座を指定劇場として契約されることがあった場合はあらかじめ、この「歌舞伎座観劇会」ができました。

この会は保険料三千元以上の新規加入者で組織され、月便局（〇四二四）八二二二の掛金から自然に観劇費が積立てられるしくみのもの

今 月 は

固定資産税・都市計画税第一期分

軽自動車税定期分を

納める月です

町・都民税の 申告を終わって

先月の町・都民税などの申告の際には、いろいろとご協力をいただきありがとうございました。おかげさまで税の事務も順調に進行しています。なお、本年は受付会場を集会所に移し、混雑の緩和をはかりました。しかしながら大雪のため、来庁の客が最終日に集中し、十五日に申告されたかたには、何かとご不便をお掛けしましたがご了承ください。

軽自動車を 廃車したときは すみやかに申告を

原動機付自転車（被けん引車を除く）、軽自動車および二輪の小型自動車（以下、



税のこよみ

◎お も な 町 税 の 納 期

- * 固定資産税・都市計画税…………… 4 月 ・ 7 月 ・ 12 月 ・ 2 月
- * 町 ・ 都 民 税…………… 6 月 ・ 8 月 ・ 10 月 ・ 1 月
- * 国民健康保険税…………… 5 月 ～ 2 月 までの10か月
- * 軽自動車税定期分…………… 4 月

◎出張徴収のお知らせ

役場に遠い地区の皆さんにはつぎのとおり出張徴収を行ないますから、ご利用ください。

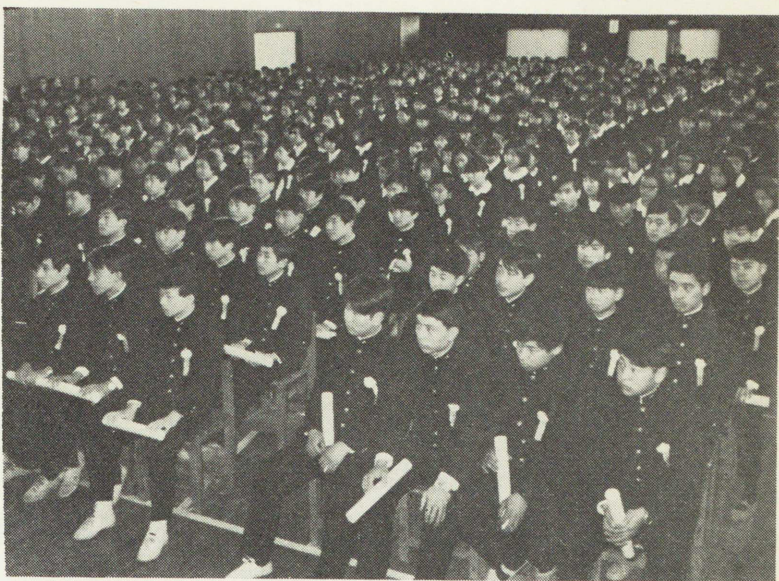
なお、前年と時間等が変更になった場所がありますのでご注意ください。

納 期 の 税 目	第 1 日	第 2 日	第 3 日	第 4 日
固定資産税・都市計画税（第1期分） 軽自動車税（定期分）	4 月－25 日	26 日	28 日	30 日
国民健康保険税（第1期分）	5 月－28 日	29 日	30 日	31 日
町 ・ 都 民 税（第1期分） 国民健康保険税（第2期分）	6 月－26 日	27 日	28 日	30 日
固定資産税・都市計画税（第2期分） 国民健康保険税（第3期分）	7 月－28 日	29 日	30 日	31 日
町 ・ 都 民 税（第2期分） 国民健康保険税（第4期分）	8 月－27 日	28 日	29 日	30 日
国民健康保険税（第5期分）	9 月－26 日	27 日	29 日	30 日
町 ・ 都 民 税（第3期分） 国民健康保険税（第6期分）	10 月－28 日	29 日	30 日	31 日
国民健康保険税（第7期分）	11 月－26 日	27 日	28 日	29 日
固定資産税・都市計画税（第3期分） 国民健康保険税（第8期分）	12 月－22 日	23 日	24 日	25 日
町 ・ 都 民 税（第4期分） 国民健康保険税（第9期分）	1 月－28 日	29 日	30 日	31 日
固定資産税・都市計画税（第4期分） 国民健康保険税（第10期分）	2 月－25 日	26 日	27 日	28 日

◎出張徴収の場所

区分	第 1 日	第 2 日	第 3 日	第 4 日
午 前	9 時30 分～11 時30 分 上和泉 和泉郵便局そば 名古屋商店本店前	9 時30 分～11 時30 分 岩 戸 二の橋商店街通 慶 岸 寺 前	9 時30 分～11 時30 分 岩 戸 明 静 院 前	9 時30 分～11 時30 分 猪 方 谷田部米店 猪 方 販 売 所
午 後	1 時～2 時 和 泉 都営住宅集会所前 （第1集会所23号棟） 2 時30 分～4 時 小足立 狛江保育園そば 寺 西 菓 子 店 前	1 時～2 時 覚 東 千 手 院 前 2 時30 分～4 時 覚 東 天 理 教 々 会 前	1 時～3 時30 分 駒 井 消 防 詰 所 前 ◎ 国民年金も取り扱います。 ◎ 出張徴収についてのご意見、ご希望を 収納課までお寄せください。	1 時～3 時 下和泉 玉 泉 寺 前

※ この表を見やすい所にはってご利用ください。



町立小・中学校の卒業式終わる

卒業式終わる

昭和四十三年度町立小・中学校の卒業式は、第一、第二、第四小学校が三月二十四日、第三、第五小学校が三月二十五日に行なわれました。

六年間の数々の思い出をあとにして卒業した児童は第一小学校百二十九名(第八十一回卒業)、第二小学校八十四名(第十八回卒業)、第三小学校百四十四名(第十一回卒業)、第四小学校七十七名(第二回卒業)、第五小学校九十六名(第一回卒業)でした。

社会教育関係の団体紹介

狛江町にはつぎのような団体が学習やレクリエーション、スポーツなどの自主活動を行っています。あなたも参加してみませんか。

卒業証書を手希望でみちあふれている卒業生

十世紀も後半になって、ようやく心身障害児も「人の子」として認められた施策が不備ではあります。打ち出されました。一九二四年国際連盟はこれらの子どもに対し教育の対象者としてジュネーブ宣言を採択し、アメリカは一九五九年国連児童権利宣言をしました。日本でも一九五一年児童憲章を发表し、その十一番目の条に「すべての児童

日本ボーイスカウト連盟東京七十五団
ガールスカウト日本連盟都

実現されているのか、大きく働きかける努力が必要です。生れたこのことも罪はありませぬ。生きる権利があります。まして親の罪でもありません。

精神、身体不自由、病弱、虚弱児のため独立して教育を行なうところが養護学校です。全国で二百ちかくあります。知能障害が中程度で社会的適応が著しく困難とみなされたものの集りです。ここの教育は身辺の自立、集団生活への参加、職業人としての自覚と独立を期待されています。別に知能より学習能力に欠陥があり学習不振児とか学習困難児を対象として教育するたに促進学級を設けるところもあります。

この学級は学習の水準をさげて指導されるため特殊学級と「はっきり」区別ができてきたひとりで。おとながこどもの幸福のために約束したこの条が具体的に、現実的に社会で、どの程度まで

なされました。実社会に、進学にと大きな前途に希望をふくらませて巣立った生徒は第一中学校二百十七名(第二十二回卒業)、第二中学校百六十二名(第二回卒業)の計三百七十九名でした。

▽婦人学級連絡協議会
・国語グループ(現代かなづかい)
・音グループ(読書)
・あかしやグループ(こどもの教育)
・基礎英語グループ(中学生程度)
・英会話グループ(英語でうたもうたいです)
・幹和グループ(こどものしつけ)
・むらさきグループ(読書)
・古典グループ(枕草子)
・木曜グループ(郷土史、町や国の政治)
・あかねグループ(読書)
・ときわグループ(郷土史)
・白梅グループ(老後の問題)
このほかにも料理グループが二グループ、習字グループ短歌グループなどがあります

▽青年のサークル活動
・狛江町の会(労働観劇など)
・こども会指導者グループ「みたけ」
・狛江町フォークダンスの会
・亀ノ子サークル(話し合いや映画会など)
・狛江美術サークル(絵画版画など)
・サークル多摩川(うたごえ契茶、読書など)
・友和クラブ(ハイキングや話し合いなど)
・雑草グループ(話し合い)
・読書サークル「若鮎」
・コーラスグループ
・ギター愛好会
・フォークダンスの会
・フォークソング愛好会
・モダンフォーク同好会
これらのサークルは青年団や青年学級などを含めて「サークル連絡会」を組織して、ひとりの青年をなくそうと活動しています。

▽成人団体
・狛江町婦人会
・狛江町ときわ婦人会

体協だより

野球連盟

▽春季大会が始まります。
参加希望チームはつぎのところに申し込んでください。
日時 四月十日(木) 午後六時から
場所 狛江町集会所(四八九) 七九九六
参加登録チームの受付、説明会、抽選会(新団体加盟費千円、年間会費千円、大会参加費千円)
なお、四月二十日(日) から試合が開始されます。

▽定期練習会
毎週水曜日午後六時から九時まで第一中学校体育館で行ないます。どなたもお気軽においでください。
スキー協会
▽ご声援ありがとうございました。
当協会から団体、全日本スキー選手権に派遣しました田口、上村両選手は、よく健闘し特に田口民夫選手は全日本で三位、国体で六位に入賞しました。これも皆さんのご声援のおかげと感謝しています。

このほかにも料理グループが二グループ、習字グループ短歌グループなどがあります

▽狛江町体育協会
・狛江町野球連盟
・狛江町卓球連盟
・狛江町スキー協会
・狛江町庭球協会
・狛江町バドミントン協会
・狛江町ゴルフ愛好会
・少年剣道クラブ
このほかにも少年体操クラブ少年スポーツクラブがあり、サッカー、バレーボールなどの団体も結成されそうです。これら社会教育関係の団体では新年度を機会に広く会員を募集しています。申し込みお問い合わせは教育委員会社会教育係にご連絡ください。また新しい団体を結成されるかたもご相談ください。
なお活動場所は主として狛江町集会所(役場うら)や学校施設を無料で提供しています。

このほかにも料理グループが二グループ、習字グループ短歌グループなどがあります

このほかにも料理グループが二グループ、習字グループ短歌グループなどがあります

このほかにも料理グループが二グループ、習字グループ短歌グループなどがあります

このほかにも料理グループが二グループ、習字グループ短歌グループなどがあります

このほかにも料理グループが二グループ、習字グループ短歌グループなどがあります

このほかにも料理グループが二グループ、習字グループ短歌グループなどがあります

このほかにも料理グループが二グループ、習字グループ短歌グループなどがあります

このほかにも料理グループが二グループ、習字グループ短歌グループなどがあります

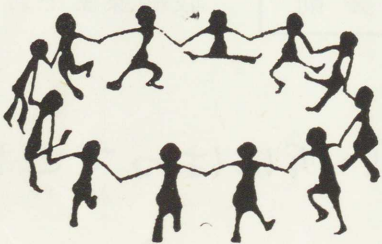
このほかにも料理グループが二グループ、習字グループ短歌グループなどがあります

フォークダンスのつどい

四月十二日(土)
午後七時

狛江町集会所

今月のうたをお楽しみになたもと
うぞ



いぬの図書館

開室

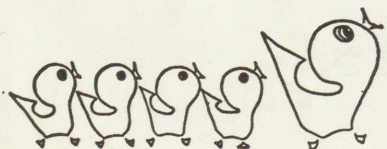
毎週 火・金曜日

午前九時

午後四時三十分

狛江町集会所

図書室



働きながら学ぼう

語ろう、活動しよう

昭和四十四年度
泊江町青年学級生募集
青年学級というのは学校を卒業してから昼間働きの悩みや興味ある問題を若い仲間と語り、学びたいかたは

ひとりでも友だちどうしできて、実生活で役だつ技術や知識を身につけようというものです。

青年の生き方、友情と恋愛、故郷の思い出、時の話題、職場の悩み、話のしかた、生活設計などその他みんなで話し合つて決めます。

楽しいレクリエーションやクラブ活動で、すばらしい仲間をさがそう

毎週日曜日(午後7時～9時) 生活の教養

不定期 全体活動

どうぞお申し込みください(全体活動以外はそのコースでも自由にえらんでください。いくつでもうけられます)

実生活に役だつ技術や知識を身につけたいかたは

ハードなスポーツでからだを鍛えたいかたは

流派は安達式で、閉鎖のときには一年修了証がとれます。

費用は、花材費一か月六百元程度

基本から実社会に役だつ応用編まで、上達に応じて国家検定試験が受けられます。費用は、テキストなど年間千円程度

基礎からテーブルマナーまで、料理学校とはちがった楽しさがあります。費用は、材料費一か月五百円程度

スポーツ

開級式
四月十七日午後七時から
全員集会所にお集まりください。

選挙人名簿登録者数決まる

昭和四十四年三月二十日現在、泊江町の有権者数は三月二十日に確定した追加登録者を含めると十二月登録期から男三百四十人、女三百四十六人、計六百八十六人ふ

町民の声

遊園地をつくって

二歳と、五歳のこどもを持つ母親です。町内には何か所の児童遊園地があるようですが、わたしの家の付近にはありません。道路は危険で、適当な遊び場がないので、どうしても早く児童遊園地をつくってほしいです。一日も早く遊園地をつくってほしい。町ではどのような方針でやっていますのか

和泉 主婦

前号の訂正

現在、町の児童遊園地の約半数が地主のかたのご厚意により、こどもの遊び場として適当な遊び場を提供していただき、そこに遊具などを設置して開放しています。町としても、こどもが安心



友情を深めるキャンプ活動



写真右 華道

写真左 料理

婦人のガン検診

婦人学級連絡協議会では、さる一月に行ないました婦人のためのガン検診を希望者が多いためにつづけることにしました。どうぞ教育委員会社会教育係にご連絡ください。費用はひとり交通費別で千五百円です。

犬の正しい飼いかたを

登録と注射は必ず受けて

最近犬の放し飼による苦情が非常に多くなっています。犬はいつまでも他人に迷惑をかけるようなつぎのことに注意して正しく飼ひましょう。

一、登録と狂犬病予防注射
きょうから四十四年度の登録が始まります。生後三月以上の犬を飼われているかたは住民課の窓口で畜犬登録し鑑札を犬の首輪につけてください。また年二回(春、秋)の狂犬病予防注射を必ず受けてください。

二、廃犬届
犬が死んだり、他人にやぶつたりした場合はすみやかに住民課の窓口で廃犬届を出してください。

三、こう傷届
犬にかまれたときは、すぐに医師の手当を受けるとともに、被害者または飼主はすみやかに保健所か衛生課にこう傷の届出をしてください。なお、五月中旬に春の予防注射を行います。詳しいことは五月の泊江町広報に掲載しますからご覧のうえ必ず受けてください。

不燃物の収集法変わる

きょうから戸別収集に

☆ 従来、不燃物は危険物入れ共同容器を町内に三百か所を設置して収集していましたが、全部廃止しきょうから戸別収集に変わりました。☆
☆ したがって、不燃物として出してよいものは、ビン、カン、鉄くず、セトモノ、灰などです。なお、都営狛江アパート、多摩川住宅、神代団地については、従来どおりの方法で収集します。

三月三十一日まで行なっていた収集方法と変わります。収集方法

現在収集している台所のごみと同じ方法で月一回戸別収集します。

別図のとおり地区ごとに曜日を集めて収集します。

なお、N地区の都道ぞいは朝七時ごろから収集しますから、早朝に出せないかたは、収集日の前夜に交通のじやまにならないように出してください。

注意

不燃物は、収集当日に、木の箱、ダンボールなどの容器に入れて出してください。

不燃物の中に台所のごみなど燃えるごみを絶対に入れないでください。もし燃えるものははいっていった場合には、収集しません。

従来の危険物入れ共同容器は、三月三十一日で廃止しましたから、撤去あとには絶対に捨てないでください。もし捨てたかたを見つけた場合には、不法投棄として処罰されます。

予防接種は必ず受けましょう

了者は必ず受けてください。法律で定められた予防接種の対象者には通知書をさしあげますが転入されたかたには通知が届かないことがありますから毎月発行する狛江町広報をよく注意してください。

◎予防接種を病院や医院で済ませたかたは、衛生課まで連絡してください。
◎予防接種会場には車の乗り入れはできませんから自動車で行くことはさけてください。

予防疫接種を受け、病気に対する免疫体を作ることがたいせつです。

今月行なう予防疫接種はつぎのとおりです。対象者と未終

4										月
11	10	9	8	7	5	4	3	2	1	日
金	木	水	火	月	土	金	木	水	火	曜
種痘検診					種痘 第一期					種別
狛江集会所	第二小学校	第三小学校	第四小学校	第五小学校	狛江集会所	第二小学校	第三小学校	第四小学校	第五小学校	会場
午後 一時三十分 ～ 二時四十分										時間
昭和四十三年七月一日～昭和四十四年十二月三十一日までの出生者 第一期未終了者										対象者